

大阪市条例第 46 号

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する
条例の一部を改正する条例

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例(平成 5 年
大阪市条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

目次中「第 23 条)」を「第 23 条の 2 の 13)」に、

「第 3 章の 2 一般廃棄物処理施設の設置等に係る縦覧等の手続(第 23 条の 2 - 第 23 条
の 6)」を「第 3 章の 2 一般廃棄物処理施設の設置等に係る縦覧等の手続(第 23 条の 2 の
14 - 第 23 条の 6) 第 3 章の 3 産業廃棄物処理施設の設置に係る協議の手続等(第 23 条
の 7 - 第 23 条の 14)」に、

「第 7 章 雑則(第 34 条 - 第 37 条)」を「第 7 章 雑則(第 34 条 - 第 38 条) 第 8 章
罰則(第 39 条 - 第 42 条)」に改める。

第 23 条の 2 を第 23 条の 2 の 14 とし、第 23 条の次に次の 13 条を加える。

(産業廃棄物管理責任者の設置等)

第 23 条の 2 建設業、製造業、電気供給業、ガス供給業、熱供給業又は水道業を営む事業者で、産業廃棄物を生ずる事業場を設置し、又は設置しようとするものは、当該事業場において産業廃棄物の減量及び適正処理が行われるよう当該事業場に係る業務に従事する者を監督するための産業廃棄物管理責任者を置くよう努めなければならない。

2 市長は、前項の事業者に対し、産業廃棄物管理責任者の設置、産業廃棄物管理責任者が行う業務の実施方法その他産業廃棄物の減量及び適正処理のため必要と認める事項について、指導又は助言を行うものとする。

(産業廃棄物の保管の届出)

第 23 条の 2 の 2 事業者は、その事業活動に伴い生ずる産業廃棄物を自ら保管しようとするときは、保管の開始の日の 2 週間前までに、当該保管に係る事業場ごとに、次に掲げる事項を記載した届出書に市長が定める書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。ただし、当該産業廃棄物を生ずる事業場、産業廃棄物処理業者(法第 14 条第 12 項に規定する産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者並びに法第 14 条の 4 第 12 項に規定する特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者をいう。以下同じ。)が産業廃棄物処理業の許可(法第 14 条第 1 項及び第 6 項並びに第 14 条の 4 第 1 項及び第 6 項の規定による許可をいう。以下同じ。)に係る事業を行う事業場又は敷地の面積が 200 平方メートル未満の事業場において産業廃棄物を保管しようとするときは、この限りでない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
- (2) 保管を行う事業場の名称及び所在地
- (3) 保管を行う事業場の敷地である土地の所有者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
- (4) 産業廃棄物の種類及び数量その他産業廃棄物の保管に関する計画
- (5) 第 23 条の 2 の 5 第 1 項の帳簿の備付け場所
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める事項

(氏名の変更等の届出)

第 23 条の 2 の 3 前条の規定により届出書を提出した者(以下「保管の届出者」という。)は、当該届出書に係る同条第 1 号から第 5 号までに掲げる事項に変更があつたときは、市長が定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。産業廃棄物の保管をしなくなったときも、同様とする。

(計画の変更の勧告等)

第 23 条の 2 の 4 市長は、第 23 条の 2 の 2 の規定による届出書の提出又は前条前段の規定による届出(以下「変更の届出」という。)があった場合において、第 23 条の 2 の 2 項第 4 号に掲げる計画が産業廃棄物処理基準等(法第 12 条第 1 項に規定する産業廃棄物処理基準及び法第 12 条の 2 第 1 項に規定する特別管理産業廃棄物処理基準をいう。以下同じ。)に適合しないと認めるときは、当該届出書の提出又は当該変更の届出のあった日から 2 週間以内に限り、保管の届出者に対し、期限を定めて、当該計画を変更すべき旨の勧告をすることができる。

2 第 12 条の規定は、前項の規定による勧告について準用する。

(産業廃棄物の保管等に係る帳簿の記載及び保存)

第 23 条の 2 の 5 保管の届出者は、帳簿を備え付け、産業廃棄物の保管について市長が定める事項を記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、市長が定めるところにより、保存しなければならない。

(産業廃棄物の保管の場所における表示)

第 23 条の 2 の 6 保管の届出者は、市長が定めるところにより、保管を行う事業場の見やすい場所に第 23 条の 2 の 2 の規定による届出書の提出に係る事業場である旨その他市長が定める事項を表示しなければならない。

(帳簿の備付け等の勧告等)

第 23 条の 2 の 7 市長は、保管の届出者が、第 23 条の 2 の 5 第 1 項の規定による帳簿の備付け若しくは帳簿への記載又は前条の規定による表示をしていないときは、当該保管の届

出者に対し、期限を定めて、これらの行為を行うべき旨の勧告をすることができる。

2 第 12 条の規定は、前項の規定による勧告について準用する。

3 市長は、保管の届出者が、第 23 条の 2 の 5 第 2 項の規定による帳簿の保存をしなかったときは、その旨並びに当該保管の届出者の氏名又は名称を公表することができる。

4 第 12 条第 2 項の規定は、前項の規定による公表をしようとする場合について準用する。

(緊急時の措置等)

第 23 条の 2 の 8 市長は、次の各号のいずれかに該当し、当該各号の保管が産業廃棄物処理基準等に適合していないことについて合理的な疑いが認められる場合において、当該保管を放置することにより周辺地域の生活環境の悪化が生じ、又は生ずる急迫した危険があり、かつ、法第 18 条第 1 項若しくは第 35 条の規定による報告の徴収又は法第 19 条第 1 項若しくは第 36 条の規定による立入検査を経ては当該悪化により生ずる支障の除去、改善又は防止をすることが困難となると認めるときは、必要な限度において、当該保管を行っている者に対し、30 日以内の期間を定めて、当該保管が行われている事業場への産業廃棄物(産業廃棄物の疑いのある物を含む。以下この条において同じ。) の搬入の停止を命ずることができる。

(1) 第 23 条の 2 の 2 の規定による届出をしないで産業廃棄物の保管を行っているとき

(2) 変更の届出をしないで第 23 条の 2 の 2 第 1 号から第 5 号までに掲げる事項を変更して産業廃棄物の保管を行っているとき

(3) 第 23 条の 2 の 4 第 1 項の規定による勧告に従わずに産業廃棄物の保管を行っているとき

2 市長は、前項の規定による命令をした場合において、必要があると認めるときは、同項の期間を当該期間が満了する日の翌日から起算して 30 日を限度として延長することができる

る。

3 市長は、第1項の規定による命令を受けた者が、その命令に違反したときは、その旨、命令の内容及び命令に違反した者の氏名又は名称を公表することができる。

4 第12条第2項の規定は、前項の規定による公表をしようとする場合について準用する。

(土地所有者等の責務)

第23条の2の9 土地の所有者、管理者又は占有者(以下「土地所有者等」という。)は、当該土地における産業廃棄物の不適正な処理(産業廃棄物処理基準等並びに法第12条第2項に規定する産業廃棄物保管基準及び法第12条の2第2項に規定する特別管理産業廃棄物保管基準に適合しない産業廃棄物の保管、収集、運搬及び処分をいう。以下同じ。)によって生活環境の保全上支障を生じさせることのないように努めなければならない。

2 土地所有者等は、その所有し、管理し、又は占有する土地(以下「所有地等」という。)において産業廃棄物の不適正な処理が行われていると認められるときは、市長への通報その他生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のための必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(所有地等を賃借人等に使用させる土地所有者等の責務)

第23条の2の10 土地所有者等は、所有地等を他の者に使用させ、又は管理させる場合であって、産業廃棄物の発生又は搬入が予想されるときは、当該他の者(以下「賃借人等」という。)が当該所有地等において産業廃棄物の不適正な処理を行わないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 土地所有者等は、所有地等において、賃借人等によって産業廃棄物の不適正な処理が行

われていると認められるときは、当該賃借人等への警告その他の産業廃棄物の処理が適正に行われるようにするための必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(土地の利用者等の説明義務)

第 23 条の 2 の 11 産業廃棄物の処理のために土地所有者等の所有地等を使用し、又は管理しようとする者は、あらかじめ、当該土地所有者等に対し、その旨を説明しなければならない。

(土地所有者等に対する指導等)

第 23 条の 2 の 12 市長は、産業廃棄物の不適正な処理が行われていると認めるときは、当該産業廃棄物の不適正な処理が行われている土地に係る土地所有者等に対し、第 23 条の 2 の 9 第 2 項又は第 23 条の 2 の 10 第 2 項に規定する措置を講ずるよう指導するものとする。

2 市長は、生活環境の保全上特に必要があると認めるときは、前項の規定による指導に従わない者に対し、期限を定めて、同項の措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

3 第 12 条の規定は、前項の規定による勧告について準用する。

(生活環境の悪化による支障の除去等の措置)

第 23 条の 2 の 13 市長は、産業廃棄物処理基準等に適合しない産業廃棄物の処分が行われた場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該処分が行われた土地に係る土地所有者等(法第 19 条の 5 第 1 項に規定する処分者等及び法第 19 条の 6 第 1 項に規定する排出事業者等(以下これらを「法対象者」という。))を除く。)に対し、期限を定めて、当該処分による周辺地域の生活環境の悪化により生ずる支障の除去、改善又は防止のために必要な措置(以下「生活環境の悪化による支障の除去等の措置」という。)を講ずべき

ことを命ずることができる。この場合において、当該生活環境の悪化による支障の除去等の措置は、当該産業廃棄物の性状、数量、処分の方法、当該土地所有者等と当該処分を行った者との法律関係その他の事情からみて相当な範囲内のものでなければならない。

(1) 当該処分により周辺地域の生活環境の悪化が生じ、又は生ずる危険があること

(2) 次に掲げる事情のいずれにも該当し、土地所有者等が任意に生活環境の悪化による支障の除去等の措置を有効かつ適切に実施する見込みがない場合において、他の手段によってその実施を確保することが困難であり、かつ、当該支障を放置することが公益に反すると認められること

ア 土地所有者等が、前条第2項の規定による勧告（第23条の2の10第2項に規定する措置に係るものに限る。）に従わないこと

イ 法対象者の資力その他の事情からみて、法対象者のみによっては、生活環境の悪化による支障の除去等の措置を講ずることが困難であり、又は講じても十分でないことと認められること

ウ 産業廃棄物処理基準等に適合しない産業廃棄物の処分が行われることについて土地所有者等があらかじめ知り、又は知ることができたにもかかわらず、これを黙認し、又は放置したこと

2 第23条の2の8第3項及び第4項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

第3章の2の次に次の1章を加える。

第3章の3 産業廃棄物処理施設の設置に係る協議の手続等

(事前協議)

第23条の7 次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる施設（以下「対象処理施設」という。）を設置しようとするときは、あらかじめ市長に協議しなければならない。

(1) 法第14条第1項又は第14条の4第1項の規定による許可を受けようとする者 当該

許可に係る業を行うために設置する産業廃棄物の積替え又は保管の用に供する施設

(2) 法第 14 条第 6 項又は第 14 条の 4 第 6 項の規定による許可を受けようとする者 当該許可に係る業を行うために設置する産業廃棄物の処分の用に供する施設

(3) 法第 15 条第 1 項の規定による許可を受けようとする者 政令第 7 条に規定する産業廃棄物処理施設（政令第 7 条の 2 に規定する産業廃棄物処理施設以外の産業廃棄物処理施設で、事業場の敷地内に位置し、かつ、当該事業場から生ずる産業廃棄物のみの処理を行うものを除く。）

2 前項の規定による協議をしようとする者（以下「事業計画者」という。）は、市長が定めるところにより、対象処理施設の種類及び設置場所、処理する産業廃棄物の種類その他市長が定める事項を記載した協議書（以下「事前協議書」という。）に市長が定める書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

（説明会の開催）

第 23 条の 8 事業計画者は、前条第 1 項の規定による協議が整ったときは、速やかに当該協議に係る対象処理施設により生活環境に影響を受けると認められる地域（以下「関係地域」という。）内の住民その他市長が定める者（以下「関係住民等」という。）に事前協議書の記載事項を周知させ、関係住民等の理解を深めるための説明会（以下「説明会」という。）を開催しなければならない。

2 説明会は、関係地域内の適当な場所において開催しなければならない。ただし、関係地域内に説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の地域において開催することができる。

3 事業計画者は、説明会を開催するときは、あらかじめ、市長が定めるところにより、説明会の期日及び場所その他市長が定める事項を記載した説明会開催計画書に市長が定める書類を添付し、これを市長に提出するとともに、関係住民等にこれらの事項を周知させなけ

ればならない。

(意見書の提出)

第 23 条の 9 関係住民等は、説明会の期日(2 回以上開催されたときにあつては、その最後の期日)の翌日から起算して 2 週間を経過する日までに、市長が定めるところにより、事業計画者に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

(見解書の提出)

第 23 条の 10 事業計画者は、前条の意見書の提出を受けたときは、速やかに、市長が定めるところにより、当該意見書を提出した関係住民等に対し、当該意見書に記載された意見に対する事業計画者の見解を記載した書類(以下「見解書」という。)を送付しなければならない。

(事業計画書の提出)

第 23 条の 11 事業計画者は、説明会の開催の結果及び第 23 条の 9 の意見書の内容を十分に参酌し、対象処理施設の種類及び設置場所、処理する産業廃棄物の種類その他市長が定める事項を記載した事業計画書を作成し、これを市長に提出しなければならない。

2 前項の事業計画書には、説明会の開催の結果を記載した書類(以下「説明会報告書」という。)第 23 条の 9 の意見書、見解書その他市長が定める書類を添付しなければならない。

(事業計画書の修正等の指導)

第 23 条の 12 市長は、前条第 1 項の事業計画書の提出を受けた場合において、説明会報告書及び第 23 条の 9 の意見書の内容等を踏まえ必要と認めるときは、事業計画者に対し、当

該事業計画書の修正、説明会の再度の開催その他必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(改善勧告等)

第 23 条の 13 市長は、事業計画者が第 23 条の 7、第 23 条の 8、第 23 条の 10 若しくは第 23 条の 11 の規定に違反していると認めるとき又は前条の規定による指導に従わないときは、当該事業計画者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

2 第 12 条の規定は、前項の規定による勧告について準用する。この場合において、同条第 1 項中「従わなかったとき」とあるのは「相当期間従わなかったとき又は従う意思がないことが明らかであるとき」と読み替えるものとする。

(準用)

第 23 条の 14 第 23 条の 7 から前条までの規定(第 23 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる施設に係るものに限る。次項において同じ。)は、法第 14 条の 2 第 1 項又は第 14 条の 5 第 1 項の規定による許可を受けようとする者について準用する。この場合において、第 23 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 号中「業を」とあるのは「変更後の事業を」と読み替えるものとする。

2 第 23 条の 7 から前条までの規定は、法第 14 条の 2 第 3 項において準用する法第 7 条の 2 第 3 項又は法第 14 条の 5 第 3 項において準用する法第 7 条の 2 第 3 項の規定による届出をしようとする者について準用する。この場合において、第 23 条の 7 第 1 項中「を設置しよう」とあるのは「の設置の場所又は主要な設備の構造若しくは規模の変更で市長が定めるものをしよう」と、同項第 1 号及び第 2 号中「許可に係る業を行うために設置する」とあるのは「届出に係る設置の場所又は主要な設備の構造若しくは規模の変更をする」と読み替えるものとする。

3 第 23 条の 7 から前条までの規定(第 23 条の 7 第 1 項第 3 号に掲げる施設に係るものに限る。)は、法第 15 条の 2 の 5 第 1 項の規定による許可を受けようとする者及び同条第 3 項の規定により準用する法第 9 条第 3 項の規定による届出をしようとする者について準用する。この場合において、第 23 条の 7 第 1 項中「を設置しよう」とあるのは「に係る法第 15 条第 2 項第 4 号から第 7 号までに掲げる事項の変更で市長が定めるものをしよう」と読み替えるものとする。

第 35 条中

「占有者」を「所有者、管理者又は占有者、産業廃棄物処理業者、事業計画者」に、「関係者」を「関係者(以下「被報告徴収者」という。)」に改め、同条に次の 2 項を加える。

2 市長は、被報告徴収者が前項の規定による報告の要求に応じず、又は虚偽の報告をしたときは、その旨及び当該被報告徴収者の氏名又は名称を公表することができる。

3 第 12 条第 2 項の規定は、前項の規定による公表をしようとする場合について準用する。

第 36 条に次の 2 項を加える。

4 市長は、第 1 項の規定による立入検査を受けた者が、調査を拒み、妨げ、又は忌避したときは、その旨及び当該立入検査を受けた者の氏名又は名称を公表することができる。

5 第 12 条第 2 項の規定は、前項の規定による公表をしようとする場合について準用する。

第 37 条を第 38 条とし、第 36 条の次に次の 1 条を加える。

(法に基づく勧告に従わない者等の公表)

第 37 条 市長は、法第 12 条の 6 の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったときは、その旨、勧告の内容及び勧告を受けた者の氏名又は名称を公表することができる。

2 市長は、法第 9 条の 2 第 1 項、第 15 条の 2 の 6 又は第 19 条の 3 の規定による命令(第 9 条の 2 第 1 項及び第 15 条の 2 の 6 の規定に係る場合にあつては、改善に係るものに限る。)を受けた者が、その命令に違反したときは、その旨、命令の内容及び命令に違反した者の氏名又は名称を公表することができる。

3 市長は、法第 7 条の 3、第 7 条の 4、第 9 条の 2 第 1 項、第 9 条の 2 の 2 第 1 項及び第 2 項、第 14 条の 3 (第 14 条の 6 において準用する場合を含む。)、第 14 条の 3 の 2 (第 14 条の 6 において準用する場合を含む。)、第 15 条の 2 の 6、第 15 条の 3、第 19 条の 4 第 1 項、第 19 条の 4 の 2 第 1 項、第 19 条の 5 第 1 項又は第 19 条の 6 第 1 項の規定による処分(第 9 条の 2 第 1 項及び第 15 条の 2 の 6 の規定に係る場合にあつては、改善に係るものを除く。)をしたときは、その旨、処分の内容及び処分を受けた者の氏名又は名称を公表することができる。

4 第 12 条第 2 項の規定は、前 3 項の規定による公表をしようとする場合について準用する。

本則に次の 1 章を加える。

第 8 章 罰則

第 39 条 第 23 条の 2 の 8 第 1 項の規定による命令に違反した者は、1 年以下の懲役又は 500,000 円以下の罰金に処する。

第 40 条 第 23 条の 2 の 13 第 1 項の規定による命令に違反した者は、3 月以下の禁錮又は

200,000 円以下の罰金に処する。

第 41 条 次の各号のいずれかに該当する者は、200,000 円以下の罰金に処する。

- (1) 第 23 条の 2 の 2 の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第 23 条の 2 の 3 の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第 42 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前 3 条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

1 この条例の施行期日は、市長が定める。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に産業廃棄物を自ら保管している者に対するこの条例による改正後の大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第 23 条の 2 の 2 の規定の適用については、同条中「保管の開始の日の 2 週間前まで」とあるのは「この条例の施行の日から 1 月以内」とする。

3 この条例の施行の際現に法第 14 条第 1 項若しくは第 6 項、第 14 条の 2 第 1 項、第 14 条の 4 第 1 項若しくは第 6 項、第 14 条の 5 第 1 項、第 15 条第 1 項又は第 15 条の 2 の 5 第 1 項の規定による許可の申請を行っている者が当該申請に係る対象処理施設(改正後の条例第 23 条の 7 第 1 項(改正後の条例第 23 条の 14 第 1 項及び第 3 項においてそれぞれ読み替えて準用する場合を含む。))に規定する対象処理施設をいう。)を設置しようとする場合については、改正後の条例第 3 章の 3 の規定は、適用しない。